

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 7 年 7 月 1 8 日

報道関係者 様

守口市報道提供資料

求人広告掲載契約に係る事務誤りについて

会計年度任用職員（家庭児童相談員）の募集について、求人サイトに無料掲載の申込みを行いました。利用規約によると、無料掲載の期間満了日までに契約解除の通知がない場合、更新契約が成立することになっていますが、無料掲載の期間満了日までに契約解除を失念したため、有料契約が成立し、広告掲載料（363,000 円）の支払いをするものです。

記

1 事案の経過

令和 7 年 6 月 5 日 無料掲載（21 日間）の申込み

令和 7 年 6 月 10 日 無料掲載の開始

令和 7 年 6 月 30 日 無料掲載の期間満了日

この時点で契約解除を失念しているため、利用規約に基づき更新契約が成立しました。

令和 7 年 7 月 1 日 有料掲載の開始

令和 7 年 9 月下旬 有料掲載終了予定

2 発生原因

無料掲載の期間満了日までに契約解除を失念したため、求人広告掲載料が生じたものです。

3 再発防止策

当該事案については、契約内容に関する事項の認識不足が原因であることから、解約条項等の契約上重要な事項については、管理職員を含む複数人による確認を徹底するなど、再発防止に取り組んでまいります。

問合せ：守口市役所こども部こども家庭センター

電話 06-6992-1403 （直通）